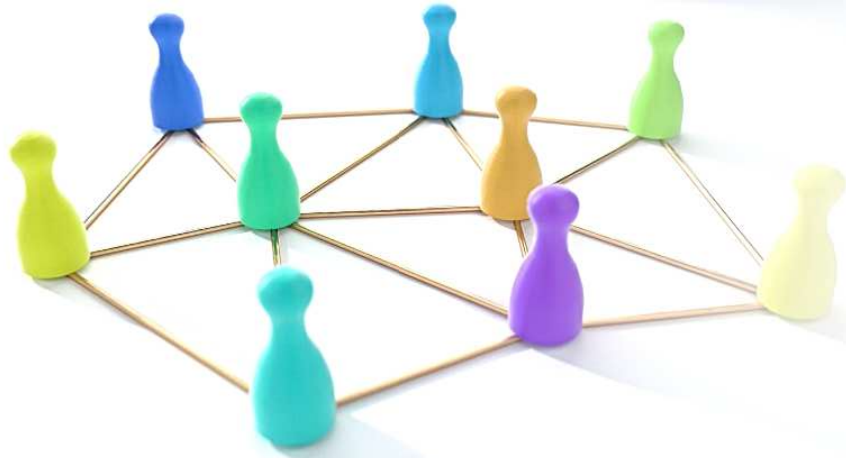




最大**10万円**を補助
市民団体による
人権啓発活動を
応援します

宍粟市人権啓発市民活動支援事業補助金

宍粟市内の各種団体（サークル・NPO法人等）が人権啓発活動を実施する場合に、最大10万円（※1）を補助します。

（※1）補助対象経費の10/10以内で市長が必要と認めた額。
ただし、千円未満の端数は切り捨てる。

補助対象経費 人権啓発を目的とした以下のような事業にかかる費用を補助します。



講演会や映画会の開催

講師等の謝金・旅費、資料作成費、会場等の借上料など
事業実施前の打合せ等の経費及び事業実施
そのものに必要のないものは除く。



リーダー養成研修会の開催

講師等の謝金・旅費、資料作成費、会場等の借上料、受講者旅費など
事業実施前の打合せ等の経費及び事業実施
そのものに必要のないものは除く。



啓発資料・冊子等の作成

印刷製本費に要する費用
執筆料、包装料等直接関係のない経費は除く。



その他の人権教育及び啓発事業

イベントグッズ、人権標語入り物品
等の作成費など
金券及び備品の要素の高い物品の購入や
参加者損害保険料等は除く。

補助申請のながれ （予算がなくなり次第受付を終了します。）

人権推進課まで事前にご相談ください

申請書類をご提出ください

- ☐ 補助金等交付申請書
- ☐ 収支予算書
- ☐ 役員等名簿
- ☐ 補助金等請求書
- ☐ 見積書
講演依頼や物品作成に係る費用の見積書
- ☐ 事業実施趣意書
(任意様式)
事業実施の目的や内容を記載

市から交付決定通知を郵送します

事業実施

実績報告書類を提出してください

- ☐ 補助事業等実績報告書
- ☐ 収支決算書
- ☐ 領収書
- ☐ 活動実施報告書
- ☐ 実施写真
- ☐ その他市長が指示するもの

人権が
尊重される
まちにしよう



お問い合わせ 宍粟市市民生活部人権推進課(宍粟市山崎町鹿沢65番地3)

TEL 0790-63-0840 FAX 0790-63-0841 E-mail shiminsodan-kk@city.shiso.lg.jp

